

# 中央大学附属横浜中学校・高等学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ問題に関する本校の基本的な考え方

### 〈いじめ防止に関する基本的な姿勢〉

「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」という強い認識から、本校生徒はいじめを一切行ってはいけない。いじめは子どもの成長にとって必要な場合があるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり傍観することも、いじめる行為同様に許されない。

### 〈学校及び職員の責務〉

- ① 子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号を鋭敏に感知するように努める。
- ② わかりやすい授業を行い、すべての生徒が参加できるように努める。
- ③ いじめの問題の基本的考え方は、まず家庭が責任をもって徹底する必要がある。また地域社会などと一体となって取り組むことが不可欠である。よって、連絡を密にとることに努める。

## 2 いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取組み

- ・ いじめの起こりにくい学校づくり、学級づくりを心掛ける。
  - ① 「いじめは決して許されない」という共通認識を育てる。
  - ② 失敗しても認め合い、励まし合う雰囲気をつくる。
  - ③ 規範意識を持ち、規律ある生活をおくらせる。
  - ④ 挨拶を励行する。
  - ⑤ 学校行事では、協力して成し遂げた時の喜びが体得できるように指導する。
  - ⑥ 部活動では、先輩後輩の望ましい人間関係の在り方について指導する。
- ・ いじめをした生徒に対して毅然とした指導をとり、いじめ再発の抑止とする。
- ・ いじめられている生徒に対して、学校が徹底して守り通すという姿勢を日ごろから示す。

### (2) いじめの早期発見のための取組み

- ・ 教員の取組み
  - ① いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにやめさせる。
  - ② いじめに関わる相談を受けた場合は、速やかに事実の有無を確認する。
  - ③ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせる。その再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導と保

護者への助言を継続的に行う。

- ④いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し一定期間別室等で学習を行わせる措置を講じる。
- ⑤いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。
- ⑥はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるように指導する。
- ⑦いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に関わる情報に関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。
- ⑧犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、神奈川県私学振興課及び所轄警察署等と連携して対処する。

・生徒対象の「いじめに関する」アンケート調査を定期的に実施する。(年2回)

・いじめられている生徒が相談しやすい窓口や環境を整える。  
スクールカウンセラーや養護教諭との連携を図る

・教員間の情報連携を円滑に行う。

- ①学年会を通し、些細なことでも情報の共有化を図る。
- ②生徒部会において、学年会で話し合われたいじめ早期発見につながる情報を共有し、対応策の検討を行う。

・いじめ早期発見のためのチェックポイントを作成し、担任が生徒の行動に留意する。  
家庭においても、生徒の動向を観察する。

### (3) インターネット上のいじめへの対応

・講演会を開き、ネットやスマートフォンなど携帯電話類でよくおこる友人間のトラブルについて、注意を促す。

・教員がネット上のいじめの特徴を理解する。

- ① 特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなること。
- ②インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、子どもたちが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、回収することが困難になるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ④保護者や教師などの身近な大人が子どもの携帯電話などの利用状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態の把握が難しい。

### 3 「いじめ防止対策委員会」の設置

学校全体でいじめ問題に対応するために、いじめ防止・いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行う。

「いじめ防止対策委員会」を設置し、学期に1回程度開催する。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催し、事案内容や対応等については、職員会議等を通じて全教員で情報を共有する。

#### (1) 「いじめ防止対策委員会」の構成

- ・管理職、生徒部部长、生徒部副部长、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー
- ※検討事項や事案内容に応じて、他の教員の参加も依頼する。

#### (2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取り組み内容の検討
- ・教員研修の実施
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応・決定
- ・いじめ事案の報告

### 4 重大事態への対処

下記の場合は、神奈川県私学振興課を通じて知事に報告し、神奈川県私学振興課と協議の上、「いじめ防止対策委員会」を設置し、迅速に調査に着手する。

①いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合

②相当期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合

#### (1) 「いじめ防止対策委員会」の構成

- ・管理職、生徒部部长、生徒部副部长、学年主任、担任、養護教諭、  
スクールカウンセラー、(部活動顧問)

※事案内容により、構成員については神奈川県私学振興課と検討し、校長が任命する。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

#### (2) 活動(対応)内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査  
(いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。)
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出
- ・神奈川県私学振興課への調査結果報告

以上